

第3 廃炉に向けた県の取組について

1 廃炉に向けた県の取組

令和7（2025）年度現在の福島県の廃炉監視体制を、下の概念図に示す。また、県及び関係市町村と東京電力との安全確保協定並びに県の取組について、詳細を次の(1)～(10)に示す。

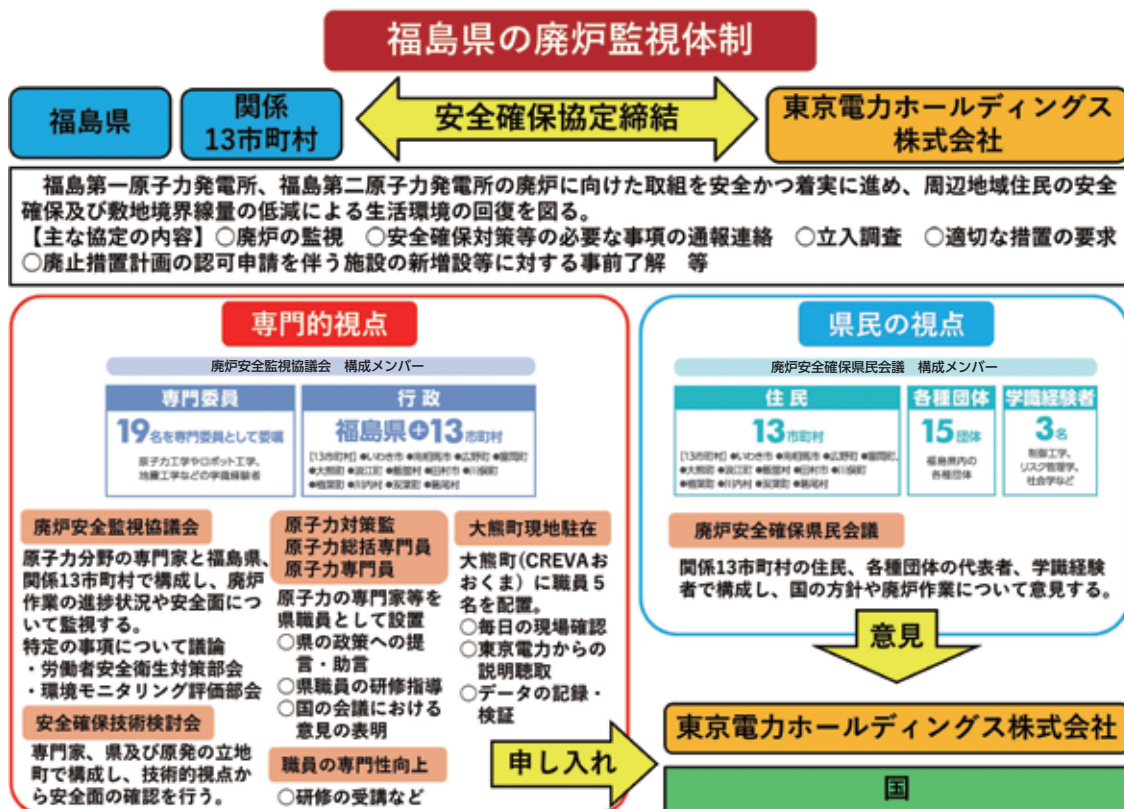


図 福島県における廃炉監視体制の概略図

(1) 廃炉に向けた県の姿勢及び要請

福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が安全かつ着実に進められることが本県復興の大前提である。また、廃炉作業では、これまで県民に不安を与えるトラブルが繰り返し発生したことから、東京電力に対し、同様のトラブルを再び発生させないという強い覚悟を持ち、より一層の安全管理の構築の徹底を図るよう、繰り返し求めてきた。

(2) 福島第一原子力発電所の安全確保協定

ア 概要

原子力発電所周辺地域住民の安全を確保するため、県は昭和44（1969）年4月に東京電力と「原子力発電所の安全確保に関する協定」を締結し、昭和51（1976）年には立地町（大熊町、双葉町）を含めた三者協定に改定を行った。

福島第一原子力発電所の事故後、事故の収束及び廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進め、周辺地域住民の安全確保及び敷地境界線量の低減による生活環境の回復を図るこ

とを目的とし、平成27（2015）年1月7日付けで、県、立地町及び東京電力の三者で、新たな協定¹を締結した。

また、原子力発電所事故の影響が広範囲に及んだことを踏まえ、平成28（2016）年9月1日に、周辺11市町村（いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村）においても、県及び東京電力との協定²を新たに締結した。

イ 協定の内容

協定では、廃炉安全監視協議会に立入調査や措置要求等の権限を付与するとともに、施設の新增設等に関する事前了解・事前説明、措置要求等の権限により、福島第一原子力発電所の廃炉等に係る取組を厳しく監視することとしている。

また、原子力防災対策、放射性物質の排出抑制及び線量低減、作業員の安全衛生対策などにより、安全確保の取組の充実強化や敷地境界線量の低減を図ることとしている。

（ア）通報連絡について

協定に基づき、安全確保対策等のために、必要な事項をその都度通報連絡するものと定めている。

特に、トラブルの発生に際しては、その状況、リスクの程度、復旧の見通し等を迅速かつ正確に通報連絡するように求めている。

（イ）立入調査について

協定に基づき、以下の2点について、立入調査を行うことができる。

- 発電所周辺の環境放射能等に関し、異常な事態が生じた場合
- 発電所の廃炉等に向けた取組の実施状況等に関し、特に必要と認めた場合

ウ 事前了解について

東京電力が新增設等する施設のうち、周辺地域住民の線量当量の評価に関係するもの等については、協定に基づき、事前に県及び立地町の了解を得ることとしている。

なお、周辺市町村との協定においては、事前了解に代えて事前説明となるが、周辺11市町村も廃炉安全監視協議会を通じて、現地を確認し意見を述べられることとしている。

¹ 福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書

² 福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定書

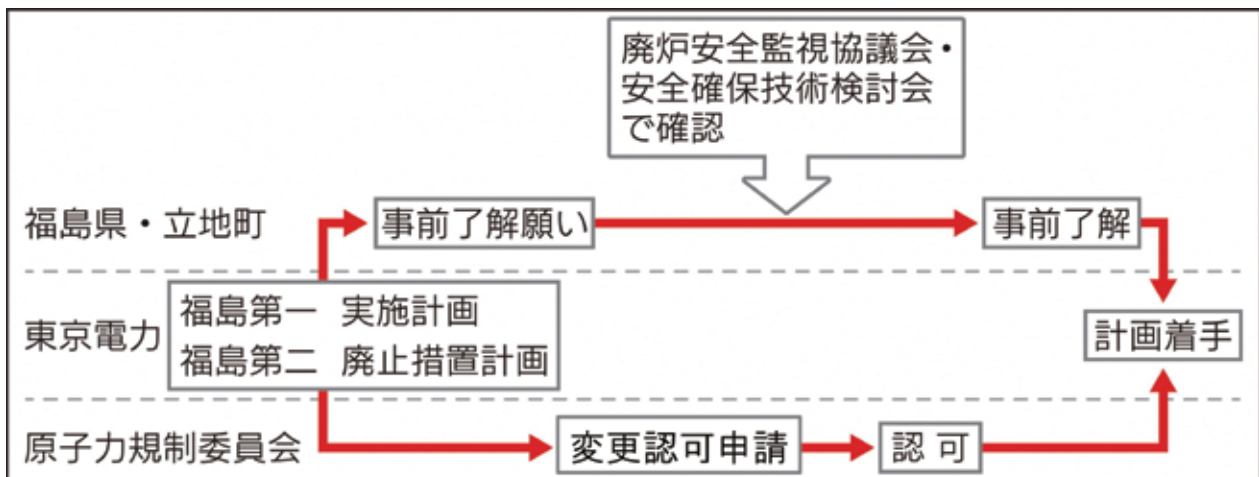


図 事前了解手続きの流れの概要

○ 事前了解の実績（原子力発電所～現在）

- 固体廃棄物保管庫第9棟 ……平成26（2014）年7月12日
- 覆土式一時保管施設 ……〃
- 廃棄物関連施設（5施設） ……平成28（2016）年12月21日
- ALPS処理水希釈放出設備及び関連施設の新設 ……令和4（2022）年8月2日
- 放射性物質分析・研究施設第2棟の新設 ……令和7（2025）年3月25日

エ 福島県原子力発電所安全確保技術検討会について

技術検討会は、県及び原子力発電所の立地町（楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町）で構成し、技術的視点から事前了解事項に係る安全面の確認を行うこととしている。

○ 会議開催状況（令和7（2025）年度）

- 第1回 令和7年9月30日（福島第一原子力発電所現地）

(3) 福島第二原子力発電所の安全確保協定

ア 概要

福島第二原子力発電所についても、昭和51（1976）年4月には、県及び立地町（楡葉町、富岡町）の三者協定に改定を行い運用してきた。その後、令和元（2019）年9月の福島第二原子力発電所の廃止の決定を受け、東京電力による福島第二原子力発電所の廃止措置は福島第一原子力発電所の廃炉とあわせて総合的に進められる必要があることから、同年12月26日付けで、県、立地町及び東京電力の三者は、廃炉に向けた取組が安全、着実に進められ、周辺地域住民の安全確保を目的として、新たな協定³を締結した。

また、原子力発電所事故の影響が広範囲に及んだことを踏まえ、同日、周辺11市町村（いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、

³ 東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書

葛尾村、飯舘村）においても、県及び東京電力との協定⁴を新たに締結した。

イ 協定の内容

協定では、廃炉安全監視協議会に立入調査や措置要求等の権限を付与するとともに、施設の新増設等に関する事前了解・事前説明、措置要求等の権限により、福島第二原子力発電所の廃止措置等に係る取組を厳しく監視することとしている。

また、原子力防災対策、放射性物質の排出管理、作業員の安全衛生対策などにより、安全確保の取組の充実強化を図ることとしている。

ウ 事前了解について

廃止措置計画の認可申請（変更の場合を含む。）を伴う施設等の新増設、変更又は廃止のうち周辺地域住民の線量当量の評価に係るもの等については、立地町との協定に基づき、事前に県及び立地町の了解を得ることとしている。

なお、周辺市町村との協定においては、事前了解に代えて事前説明となるが、周辺11市町村も廃炉安全監視協議会を通じて意見を述べられることとしている。

○ 事前了解の実績（福島第一原子力発電所事故～現在）

- ・ 廃止措置計画（第1段階）……令和3（2021）年6月16日

エ 福島県原子力発電所安全確保技術検討会について

技術検討会は、県及び原子力発電所の立地町（楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町）で構成し、技術的視点から事前了解事項に係る安全面の確認を行うこととしている。

⁴ 東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定書

(4) 福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（廃炉安全監視協議会）

ア 設置の経緯

年 月	事 項
平成24（2012）年 9月18日	「有識者懇談会」において、廃炉に向けた取組に係る監視のあり方について検討を行う。
平成24（2012）年 11月30日	原子力事故対応関係市町村会議において、原子力発電所の安全監視組織として「廃炉安全監視協議会」の設置を協議する。
平成24（2012）年 12月7日	原子力事故対応関係市町村会議での協議を関係市町村に照会し、同意を得て、「廃炉安全監視協議会」を設置。
平成27（2015）年 1月7日	立地町の安全協定の改訂により、協議会の位置づけと権限を規定した。
平成28（2016）年 9月1日	周辺市町村との安全協定の締結により、立地町と同等の協議会による権限を規定した。

イ 廃炉安全監視協議会の概要

(7) 目的

中長期ロードマップ等に基づく国及び東京電力の取組状況について、安全確保に関する事項を確認し、関係機関が情報共有をすることを目的として設置。

協議会が行う国及び東京電力の取組の確認のための調査には、会議における質疑及び文書による照会、現地調査がある。

(イ) 協議内容

- 福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組に関すること。
- 特定原子力施設の実施計画に基づく取組に関すること。
- 福島第二原子力発電所の冷温停止維持に必要な取組に関すること。
- 原子力発電所の廃止措置に関する安全確保のために必要と認められること。

(ウ) 会長：福島県危機管理部長

(エ) 構成員

専門委員：学識経験者。20名以内で、任期は2年。再任が可能。現在、19名を専門委員として委嘱。（令和8（2026）年3月現在）

行政機関：福島県、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村から指名された職員（福島県の構成員は、危機管理部次長（原子力安全担当）、原子力安全対策課長、原子力防災課長、環境放射線センター所長である。）

(オ) 説明者

会長が必要と認める場合、経済産業省、原子力規制委員会、東京電力ホールディングス株式会社に対し説明者として出席を求めることができる。

(カ) 部会の設置

特定の事項について協議するため、「労働者安全衛生対策部会」及び「環境モニタリング評価部会」を設置。

ウ 福島第一原子力発電所の安全確保協定に基づく廃炉安全監視協議会の権限付与

福島第一原子力発電所の安全確保協定では、廃炉安全監視協議会に対して、以下の事項について権限を付与している。

(ア) 立入調査

以下の２点について、立入調査を行うことができる。

- 発電所周辺の環境放射能等に関し、異常な事態が生じた場合
- 発電所の廃炉等に向けた取組の実施状況等に関し、特に必要と認めた場合

(イ) 状況確認

立入調査の場合を除き、東京電力が行う発電所の環境放射能等の測定、廃炉等に向けた取組の実施状況、その他発電所の安全確保に関する事項について、必要に応じて、随時状況の確認を行うことができる。

(ウ) 適切な措置の要求

安全確保のための特別の措置を講ずる必要があると認めた時、東京電力に対して適切な措置を講ずること、又は国に対して、東京電力が適切な措置を講ずるよう指導・監督の徹底を求めるものとする。

なお、「福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書」（平成27（2015）年１月７日締結）においては、県及び立地町の双葉町及び大熊町に、「福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定書」（平成28（2016）年９月１日締結）においては、県、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内町、浪江町、葛尾村、飯舘村に同様の権限が付与されている。（県以外の市町村は、状況確認のみ）

(エ) 開催状況（令和７（2025）年度）

- ・ 第１回 令和７年６月４日
- ・ 第２回 令和７年８月７日
- ・ 第３回 令和７年11月28日
- ・ 第４回 令和８年１月30日（福島第一原子力発電所現地）
- ・ 第５回 令和８年１月23日～２月４日（書面開催）

※令和７年度までの開催状況は資料編P.121～P.133に掲載



第３回廃炉安全監視協議会



詳しい開催結果はこちらの二次元コードからご覧いただけます。

(5) 部 会

特定の事項について議論するために、「労働者安全衛生対策部会」及び「環境モニタリング評価部会」を設置している。

ア 労働者安全衛生対策部会

(ア) 協議内容

- 廃止措置等作業従事者の安全確保、雇用適正化、要員確保に関すること。
- 作業措置等作業環境の安全確保に関すること。

(イ) 部会長：福島県危機管理部次長（原子力安全担当）

(ウ) 構成員：廃炉安全監視協議会の専門委員、県及び関係する13市町村の職員、福島労働局、経済産業省、原子力規制庁、本県の関係各課（エネルギー課、環境創造センター、地域医療課、雇用労政課）

(エ) 会長が必要と認める構成員以外の者：東京電力ホールディングス株式会社

(オ) 開催状況（令和7（2025）年度）

- ・ 第1回 令和7年6月6日
- ・ 第2回 令和7年11月18日
- ・ 第3回 令和8年2月5日

※令和7年度までの開催状況は資料編P.134～P.140に掲載



第2回労働者安全衛生対策部会



詳しい開催結果はこちらの二次元コードからご覧いただけます。

イ 環境モニタリング評価部会

(ア) 協議内容

- 原子力発電所周辺モニタリングの計画及び結果に関すること。

(イ) 部会長：福島県危機管理部次長（原子力安全担当）

(ウ) 構成員：廃炉安全監視協議会の専門委員、県及び関係する13市町村の職員、本県の関係各部（生活環境部、保健福祉部、農林水産部）

(エ) 会長が必要と認める構成員以外の者：原子力規制委員会、経済産業省、環境省、東京電力ホールディングス株式会社

(オ) 開催状況（令和7（2025）年度）

- ・ 第1回 令和7年6月12日
- ・ 第2回 令和7年10月6日
- ・ 第3回 令和7年12月25日
- ・ 第4回 令和8年3月24日

※令和7年度までの開催状況は資料編P.141～P.147に掲載



第1回環境モニタリング評価部会



詳しい開催結果はこちらの二次元コードからご覧いただけます。

(6) 福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議（廃炉安全確保県民会議）

ア 目的

原子力発電所の廃止措置等に向けた東京電力ホールディングス株式会社及び国の取組について、安全かつ着実に進むよう県民の目で確認していくことを目的として、関係13市町村の住民及び各種団体の代表者等で構成する会議を平成25（2013）年8月4日に設置。

イ 協議事項

- 福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに基づく取組状況
- 特定原子力施設の実施計画に基づく取組状況
- 福島第二原子力発電所の廃止措置計画等に基づく取組状況
- その他、原子力発電所の廃止措置に関する安全確保の取組状況等



第3回廃炉安全確保県民会議

ウ 構成員：県民13名（関係13市町村から各1名）、
各種団体の推薦者15名（団体から各1名）、
学識経験者3名

エ 開催状況（令和7（2025）年度）

- ・ 第1回 令和7年6月10日
- ・ 第2回 令和7年10月14日
- ・ 第3回 令和7年11月4日（福島第一原子力発電所現地）
- ・ 第4回 令和8年2月12日

※令和7年度までの開催状況は資料編P.148～P.155に掲載



詳しい開催結果等は
こちらの二次元コードから
ご覧いただけます。

(7) トラブルに対する申し入れ

※令和7年度までの申し入れの一覧は資料編P.156～P.161に記載

ア 使用済燃料共用プールにおけるライナドレン流量高の警報発生

【事象概要】

令和7（2025）年6月10日に福島第一原子力発電所使用済燃料共用プールにおいて、ライナドレン（プール水漏えいの可能性を検知するための配管）の「流量高」の警報が発報した。

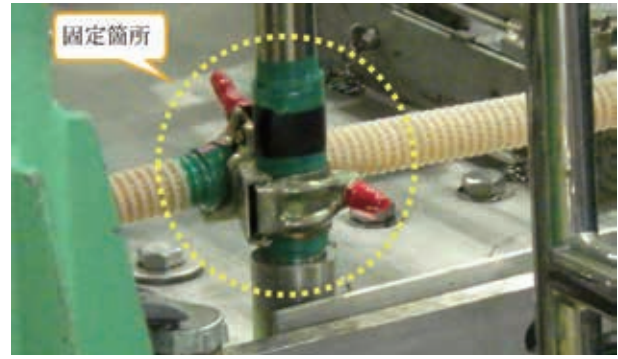
当日、使用済燃料を格納した乾式キャスクの搬出に向け、キャスク上部に溜まった水をホースで吸引して共用プールに戻す作業を実施していたところ、ホースの出口側の先端部がプール外にずれ、プール周辺の溝に水が流れた跡があることが確認された。

ホース先端部がプール外にずれた原因は、ホース先端部の固縛が不十分であったためであり、人為的なミスに起因するものであった。

東京電力は、再発防止策として、ホースの出口側先端が共有プール内に入るように設置し、ホースの固縛を、従来のひもによる方法から、固定金具による固定に変更した。また、排水作業中は、監視人をたて、ホースからプールに問題なく排水されていることを常時監視する体制を構築するとしている。加えて、再発防止策を明記した手順書を作成したことから、6月14日から作業を再開した。



ライナドレン流量高の警報が発報した共用プールを確認する県職員（令和7（2025）年6月12日、福島県撮影）



再発防止のため金具による方法に変更されたホース固定箇所（令和7（2025）年6月13日、福島県撮影）

【県の対応】

下記のとおり、東京電力に対し申し入れを行った。

（申し入れ内容）

- 今回のトラブルは、人為的なミスに起因している。令和5（2023）年度以降の度重なるトラブルの発生を受け、東京電力では、様々な対策を講じてきているが、その対策が機能していないと言わざるを得ない。
- 今回のトラブルの原因と再発防止策を他の廃炉作業にも横展開し、同様のトラブルが発生しないよう徹底すること。

イ 福島第二原子力発電所における核物質防護秘密の複写

【事象概要】

令和6（2024）年11月13日に、原子力規制庁が福島第二原子力発電所で実施した原子力規制検査において、核物質防護秘密の管理状況を確認したところ、当該秘密を含む一部が、東京電力が定める手続きに沿わない形で複写されていたことが確認された。なお、その後の調査の結果、当該秘密は適切に保管されており、核物質防護情報の漏えいは確認されていない。

今回の事象発生の原因は、福島第二原子力発電所の情報取扱者のマニュアルの理解不足等であり、東京電力が定める手続きに沿わなくとも核物質防護秘密を複写、保管できる環境にあったためである。福島第二原子力発電所においては、情報取扱者や関係者への再教育及び正規の手続きに沿わない場合には複写できない対策を実施し、是正措置を完了した。

東京電力は、本件が核物質防護に関わる公表基準の「核物質防護規定に違反する事象」に該当すると判断し、令和7（2025）年12月11日に核物質防護に関する不適合（公表区分Ⅱ、核物質防護上の影響がある事案）として公表した。

【県の対応】

下記のとおり、東京電力に対し申し入れを行った。

（申し入れ内容）

- 核物質防護の管理は、廃炉作業を進めていく上で極めて重要な取組である。
- このような事案が発生すると、県民に不安を与えることにもなるので、今後不備のないよう、核物質防護の管理を徹底すること。

ウ 福島第二原子力発電所 1 号機使用済燃料プールにおける中性子源の損傷

【事象概要】

令和 8（2026）年 3 月 4 日に、東京電力は、福島第二原子力発電所 1 号機の使用済燃料プール内において使用済制御棒のプール内配置換え作業を実施中に、プール内に貯蔵している全 7 本の中性子源（過去に、当該発電所の原子炉を起動する際に中性子を供給する火種として用いられたもの）のうち 1 本が変形していることを確認した。東京電力は、作業前後に撮影した写真を確認し、中性子源の変形は、4 日の配置換え作業中に使用済制御棒を中性子源に接触させたことによるものとしている。なお、発見以降に、使用済燃料プールの水質及び中性子サーベイメータの測定値に有意な変動は認められていない。東京電力は、本件について、3 月 5 日に不適合（グレード GⅢ、軽微な不適合事象）として公表した。

【県の対応】

下記のとおり、東京電力に対し申し入れを行った。

（申し入れ内容）

- ・ 核燃料である使用済燃料等が保管されている使用済燃料プール内でのトラブルは、原子力安全上重大な事象につながる恐れがあることから、作業は十分に安全を確認のうえ、慎重に行う必要がある。
- ・ このようなトラブルが発生すると、県民に不安を与えることになるので、早急に原因を究明し、万全の対策を講ずること。

(8) 原子力安全対策課大熊町駐在

ア 目的

東京電力の廃炉に向けた取組の監視体制を強化するため、平成 26（2014）年 4 月 1 日から、楢葉町に原子力安全対策課職員が駐在してきた。さらに、令和 7（2025）年 4 月 1 日から、監視体制を強化するため、駐在先を大熊町とし、立ち入りによる状況確認や、トラブル時の迅速な情報収集を行っている。

イ 活動内容

職員 2 名体制でローテーションを組み、平日は毎日、福島第一原子力発電所に立ち入り、廃炉作業の現地確認を行い、トラブル発生時等は休日夜間を問わず速やかに現場確認を行っている。確認した結果は、県のホームページに公開している。

○ 現場確認

タンクエリア、地下水バイパス設備、凍土遮水壁、ALPS、使用済燃料プールなど確認を要する箇所の調査計画を定めて現場を確認している。

○ 東京電力からの説明聴取

新事務本館において、東京電力から最新のプラント管理状況、トラブル発生状況（原因、再発防止対策など）、県の申し入れ事項に対する対応状況などを確認している。



福島第一原子力発電所において
県職員が状況確認を行う様子
（令和 8 年 1 月、福島県撮影）



詳しい活動の内容は
こちらの二次元コードから
ご覧いただけます。

○ プラント関連パラメータの確認

原子炉注水状況、原子炉圧力容器底部温度、原子炉格納容器内温度、窒素封入流量、水素濃度、使用済燃料プール水温度などの各種パラメータについて確認している。

(9) 原子力対策監・専門員

福島第一原子力発電所においては、汚染水対策や、燃料デブリの取り出しなど前例がなく、困難な課題への対応が必要となっている。県は、監視体制を強化するため原子力に関する専門家を原子力対策監・原子力総括専門員・原子力専門員として配置している。

ア 原子力対策監（１名）

国・東京電力の取組の評価分析を行い、県として国に求めるべき政策について提言等を行う。

イ 原子力総括専門員（１名）、原子力専門員（１名）

国・東京電力からの報告対応や県の監視業務における企画立案及び指導、助言等を行う。監視業務に必要な情報収集や整理、専門知識について職員研修等を通じて指導、助言等を行う。

(10) 職員の専門性向上

ア 目的

原子力に関する職員の専門性の向上を図るため、平成27（2015）年度から職員研修を実施。

イ 研修カリキュラム

○ 基礎研修：県及び関係市町村職員

原子力全般の知識向上を目的とし、講義形式により原子炉の構造などについて基礎的な理論を学ぶ。

○ 専門研修：県職員

- ・ 理論研修…原子力全般のより深い知識向上を目的とし、講義及び実験により原子炉物理などの理論を学ぶ。
- ・ 設備研修…原子力発電所設備の概要に関する知識の強化を図ることを目的に、実習形式により学ぶ。



理論研修

ウ 令和7（2025）年度の実施状況

○ 基礎研修

- ・ 原子力基礎研修……………令和7年7月1日
- ・ 放射線・原子力発電所基礎研修…令和7年8月8日

○ 専門研修

- ・ 理論研修……………令和7年7月22日～25日
- ・ 発電所設備基礎研修…令和7年9月8日～12日
- ・ 機械設備研修……………令和7年10月2日～3日



発電所設備基礎研修

2 広報活動

県では、福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組の進捗状況や県の安全監視の取組に関する情報を発信するため、各種媒体による広報活動を実施している。

(1) 広報紙「廃炉を知る」の発行

廃炉に向けた取組の進捗状況や県の安全監視の取組について、分かりやすく解説した広報紙「廃炉を知る」を平成29（2017）年度より年4回発行し、福島第一・第二原子力発電所の周辺住民や県内外の避難者に配布している。



バックナンバーはこちらの二次元コードからご覧いただけます。



○ 令和7（2025）年度の発行状況

- 6月号「福島第一原子力発電所2号機 2回目の燃料デブリ試験的取り出しってどうだったの？」
- 9月号「使用済燃料プールからの燃料取り出しはどれくらい進んでいるの？」
- 12月号「福島第一原子力発電所で発生した廃棄物に対してどんな対策を行っているの？」
- 3月号「事故から15年、福島第一原子力発電所の廃炉に向けた主な取組について」

広報紙「廃炉を知る」

(2) イベント等への出展

廃炉に向けた取組の進捗状況や県の安全監視の取組について、県内のイベントに出展し、情報提供を行っている。

○ 令和7（2025）年度の実施状況

- 令和7年10月11日 ふたばワールド2025 in かわうち



ふたばワールド出展の様子

(3) インターネットによる情報発信

ア ホームページ

原子力安全対策課のホームページでは、原子力発電所の状況を示したデータや現地に駐在する県職員が行う現地確認の報告書を掲載している。また、廃炉安全監視協議会等の各種会議の開催結果、国・東京電力への申し入れ、原子力防災、環境放射能の測定結果等についても掲載している。

イ 動画配信

廃炉安全確保県民会議のライブ配信を行うとともに、会議後に録画した映像を掲載している。また、県の安全監視の取組や原子力防災訓練の様子をYouTubeに掲載している。



アニメーション「廃炉を知る」



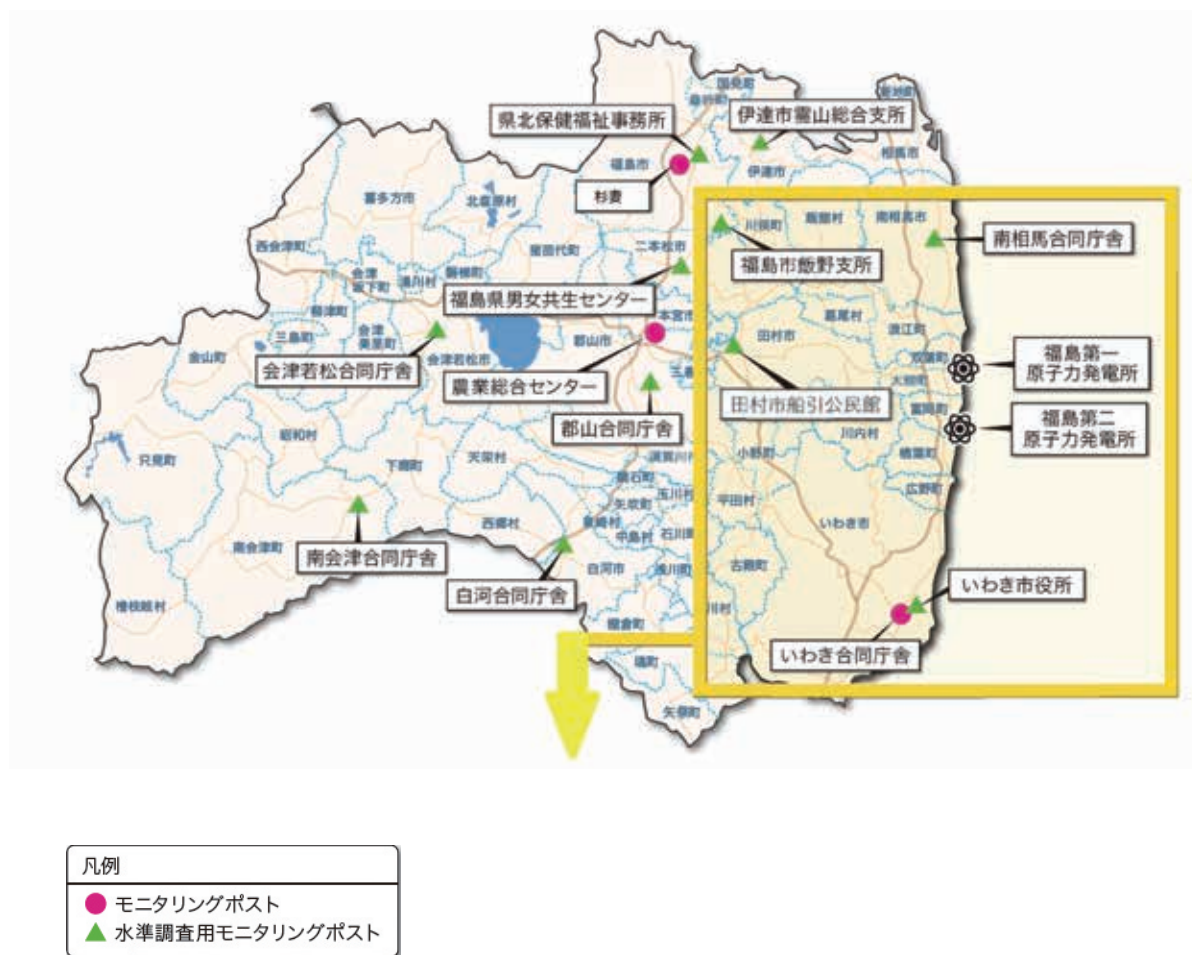
県で作成した各種動画はこちらの二次元コードからご覧いただけます。

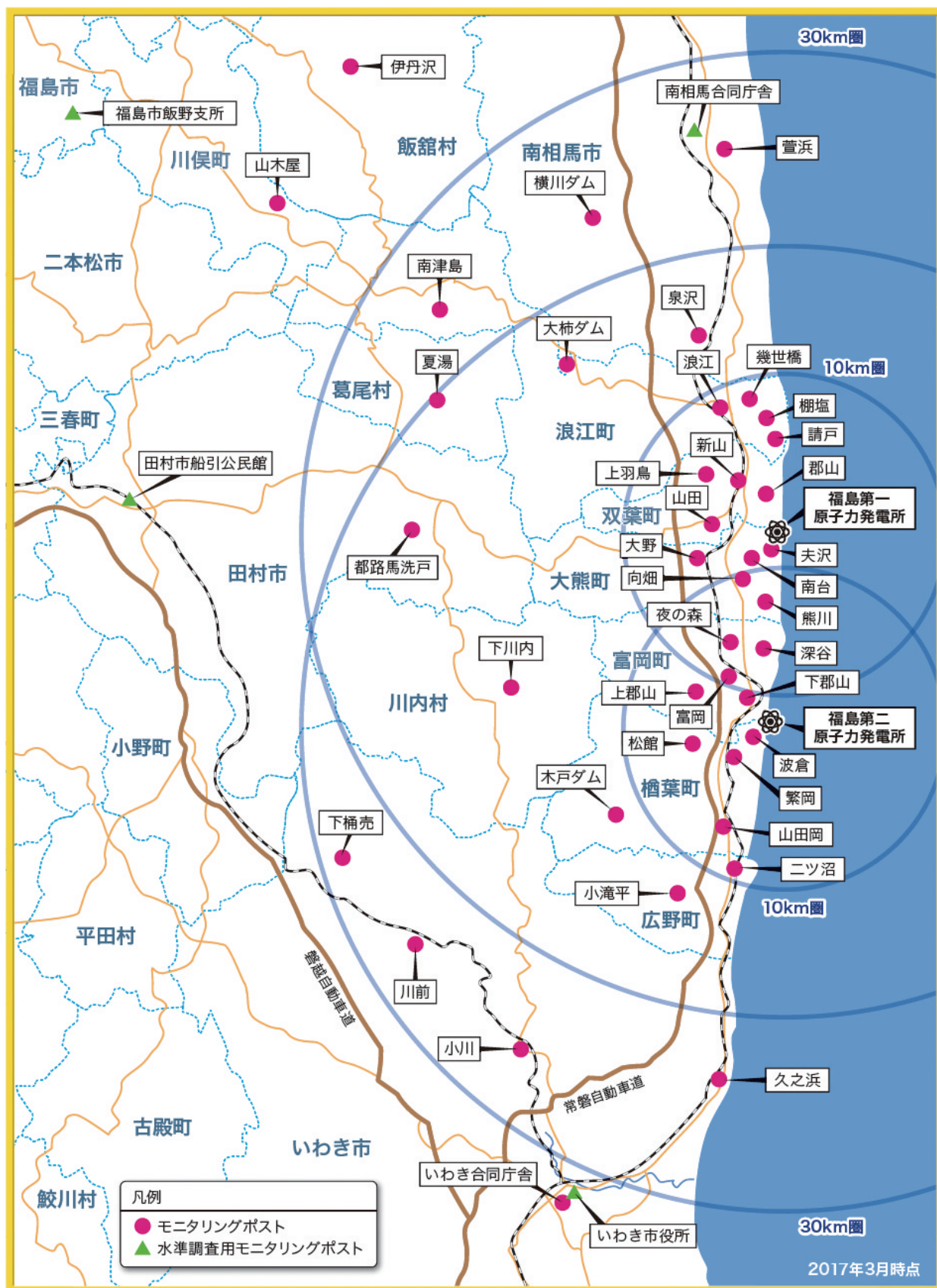
3 県内のモニタリング体制について

(1) 福島第一原子力発電所周辺のモニタリング体制

ア 発電所周辺陸域のモニタリング体制

- 事故前は発電所周辺概ね半径10km以内の24地点で環境監視を行っていたが、事故後、監視の範囲を概ね半径30kmまで拡大してモニタリングポストを増設し、平成29（2017）年度からは計53地点で廃炉作業等による放射性物質の放出の有無を監視している。
- モニタリングポスト（53地点）では空間線量率の上昇の有無を常時監視するとともに、連続ダストモニタ（17地点）、リアルタイムダストモニタ（9地点）及びダストサンプラ（16地点）により大気浮遊じんの測定も行っている。
- モニタリングポストとダストモニタの測定値については、テレメータシステムにより収集され、県ホームページでリアルタイムに公表している。





モニタリングポストの配置

測定器	測定項目	いわき市						田村市		広野町		檜葉町					富岡町					川内村	大熊町				
		小川	久之浜	下桶売	川前	いわき市役所	いわき合同庁舎	都路馬洗戸	田村市船引公民館	二ツ沼	小滝平	山田岡	木戸ダム	繁岡	松館	波倉	上郡山	下郡山	深谷※	富岡	夜の森	下川内	向畑	熊川※	南台	大野	夫沢
低線量率計	低線量率	●	●	●	●			●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
高線量率計	高線量率	●	●	●	●			●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
線量率計	線量率					●	●		●																		
中性子線量率計	中性子線量率																										
連続ダストモニタ	α濃度	●						●			●		●	●					●		●					●	●
	β濃度	●						●			●		●	●					●		●					●	●
リアルタイムダストモニタ	α濃度			●	●	●																	●				
	β濃度			●	●	●																	●				
ダストサンブラ	γ濃度									●		●				●	●	●		●					●		
ヨウ素モニタ	ヨウ素濃度												●						●							●	●
ヨウ素サンブラ	ヨウ素濃度	●						●			●		●								●						
気象観測装置	風向・風速	●	●	●	●			●			●		●	●					●		●					●	●
	温度・湿度																		●							●	●
	気圧																		●							●	●
	大気安定度																			●						●	●
	降水量																			●						●	●
	感雨雪	●	●	●	●			●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

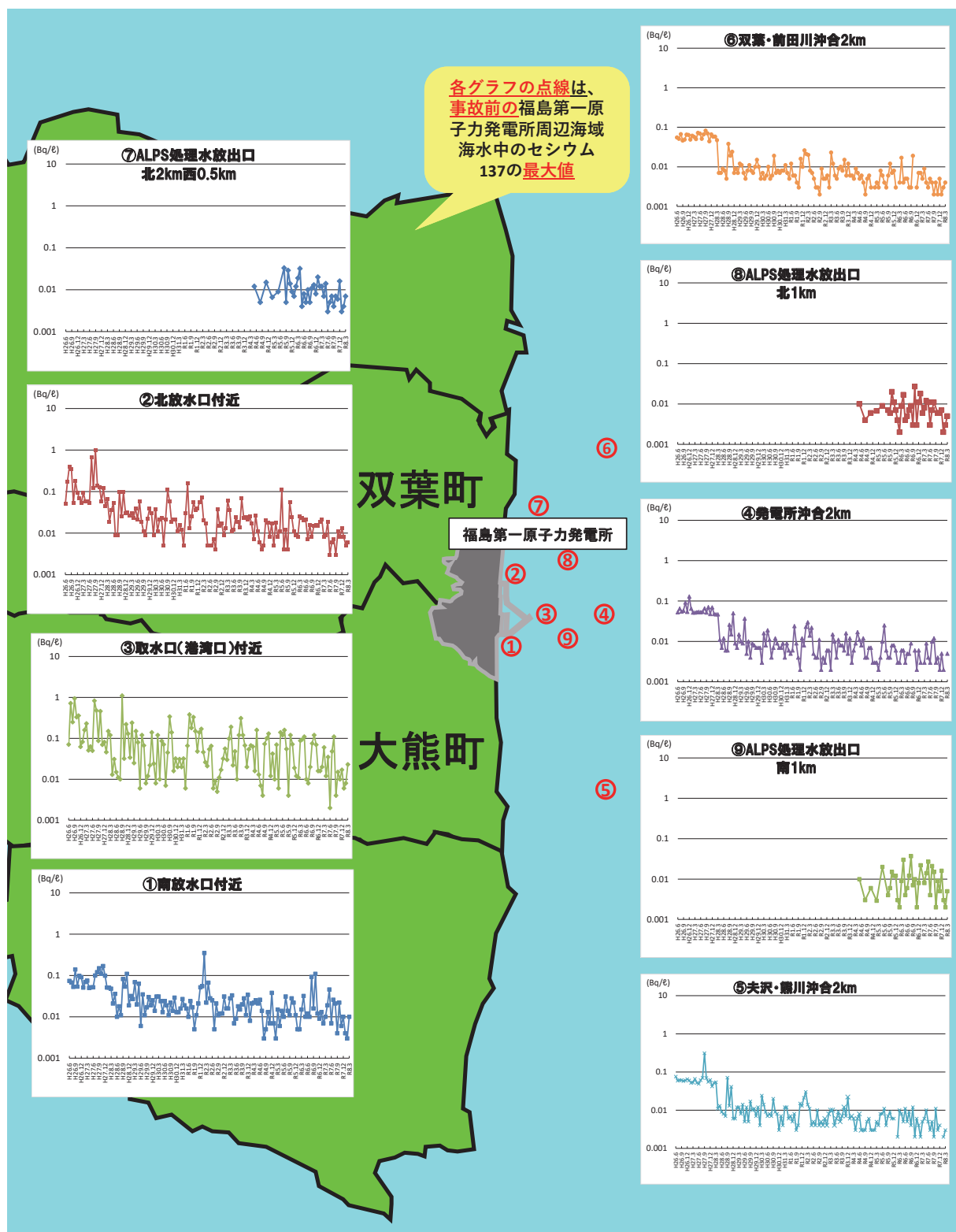
測定器	測定項目	双葉町				浪江町					葛尾村	南相馬市				飯館村	川俣町	福島市	伊達市	二本松市	郡山市	白河市	会津若松市	南会津町				
		山田	郡山	新山	上羽鳥	請戸※	棚塩※	浪江	幾世橋	大柿ダム	南津島	夏湯	泉沢	横川ダム	萱浜	南相馬合同庁舎	伊丹沢	山木屋	杉妻	県北保健福祉事務所	福島市飯野支所	伊達市霊山総合支所	福島県男女共生センター	郡山合同庁舎	農業総合センター	白河合同庁舎	会津若松合同庁舎	南会津合同庁舎
低線量率計	低線量率	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●										
高線量率計	高線量率	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●										
線量率計	線量率															●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
中性子線量率計	中性子線量率															●												
連続ダストモニタ	α濃度		●						●	●		●	●		●		●	●										
	β濃度		●						●	●		●	●		●		●	●										
リアルタイムダストモニタ	α濃度	●		●	●					●			●															
ダストサンブラ	β濃度	●		●	●					●			●															
	γ濃度							●																				
ヨウ素モニタ	ヨウ素濃度								●					●		●	●											
ヨウ素サンブラ	ヨウ素濃度								●	●		●	●															
気象観測装置	風向・風速		●						●	●	●	●	●	●		●	●											
	温度・湿度															●												
	気圧																											
	大気安定度															●												
	降水量															●												
	感雨雪	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●									

※ 可搬型モニタリングポストによる測定

各モニタリングポストの測定器及び測定項目

イ 発電所周辺海域のモニタリング体制

- ・ 廃炉作業に伴う海域への影響を監視するため、令和4（2022）年度から福島第一原子力発電所周辺の既存6測点に3測点を追加し、計9測点でモニタリングを実施している。
- ・ ALPS処理水の海洋放出開始後は、9測点で毎月調査を実施し、調査結果を県のホームページ等で公開している。



海水中のセシウム137の濃度変化（令和8（2026）年3月時点）

- ※ 各調査地点において、海水《表層水、約185リットル》を採取し分析。
- ※ 検出下限値未満の場合は、検出下限値をプロットしている。
- ※ 事故後は緊急時の簡易法で分析していたが、平成28（2016）年4月から従来の分析方法に戻した。
- ※ 点線は事故前の福島第一原子力発電所周辺海域の海水中のセシウム137の最大値を示している。

(2) 県内全域における空間線量率モニタリング

ア 定点モニタリング

- ・ 震災発生以降、地方振興局等でサーベイメータ等による定点モニタリングを開始し、逐次、調査地点を拡大した。（平成23（2011）年度末：127地点）
- ・ 平成24（2012）年4月からは、文部科学省が整備したモニタリングポスト545台（平成25（2013）年4月から原子力規制庁所管）の本格運用により、サーベイメータ等による断続的な測定体制から、常設モニターによる連続測定体制へ移行した。
- ・ 令和8（2026）年3月末時点のモニタリングポストによる定点測定地点数は598地点（原子力規制庁544台、県54台）となっている。
- ・ また、文部科学省（平成25（2013）年4月からは原子力規制庁）及び県は、学校や公園等にリアルタイム線量測定システムを整備し、令和8（2026）年3月末時点の測定地点数は2,815地点となっている。
- ・ これらの測定結果は、「福島県放射能測定マップ」等で公開している。

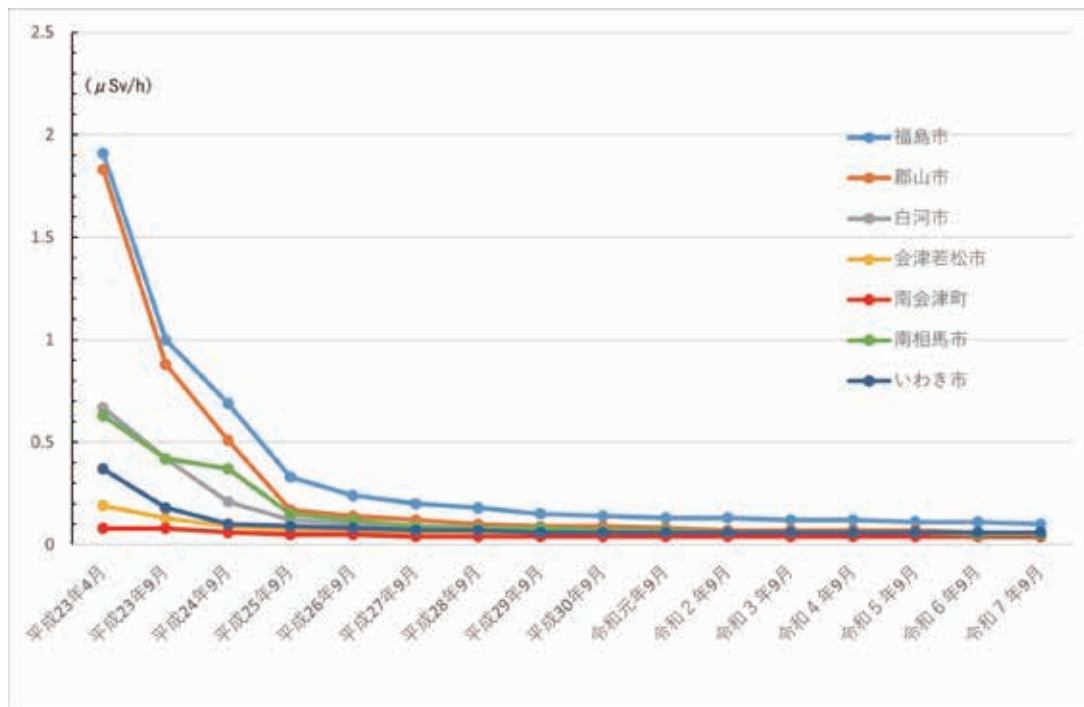
県内における空間線量率の経時変化

単位：μSv/h

	福島市	郡山市	白河市	会津若松市	南会津町	南相馬市	いわき市
事故前（平成21年度）	0.04	0.04～0.06	0.04～0.05	0.04～0.05	0.02～0.04	0.05	0.05～0.06
平成23年4月	1.91	1.83	0.67	0.19	0.08	0.63	0.37
平成23年9月	1.00	0.88	0.42	0.13	0.08	0.42	0.18
平成24年9月	0.69	0.51	0.21	0.09	0.06	0.37	0.10
平成25年9月	0.33	0.17	0.12	0.07	0.05	0.15	0.09
平成26年9月	0.24	0.14	0.10	0.07	0.05	0.12	0.08
平成27年9月	0.20	0.12	0.09	0.06	0.04	0.09	0.07
平成28年9月	0.18	0.10	0.08	0.06	0.04	0.08	0.07
平成29年9月	0.15	0.09	0.07	0.05	0.04	0.08	0.06
平成30年9月	0.14	0.09	0.07	0.05	0.04	0.07	0.06
令和元年9月	0.13	0.08	0.06	0.05	0.04	0.07	0.06
令和2年9月	0.13	0.07	0.06	0.05	0.04	0.06	0.06
令和3年9月	0.12	0.07	0.06	0.05	0.04	0.06	0.06
令和4年9月	0.12	0.07	0.06	0.05	0.04	0.06	0.06
令和5年9月	0.11	0.07	0.06	0.05	0.04	0.06	0.06
令和6年9月	0.11	0.06	0.05	0.05	0.04	0.05	0.06
令和7年9月	0.10	0.06	0.05	0.05	0.04	0.05	0.06

- ※ 月間平均値を記載。ただし、平成21（2009）年度の数値は放射線レベル調査結果。
- ※ 測定場所は、福島市が県北保健福祉事務所、その他は県合同庁舎。

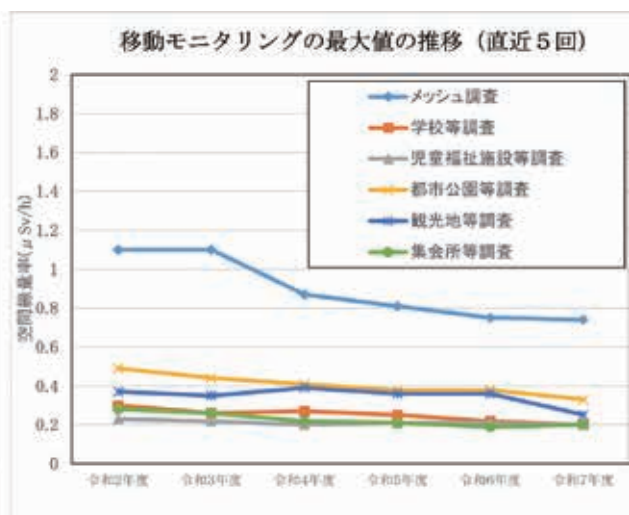
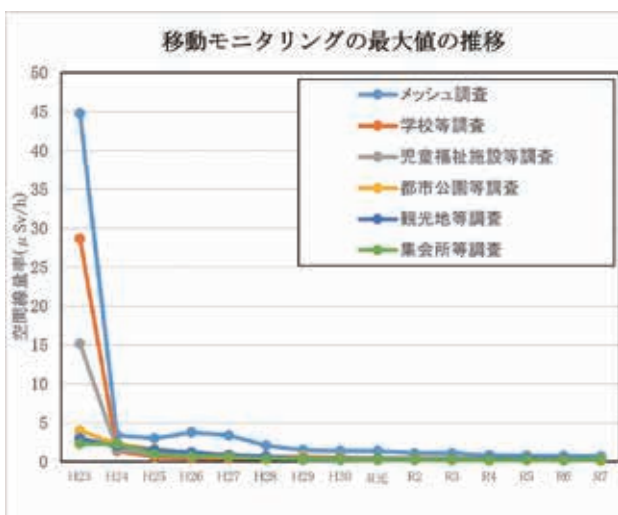
※ 福島市と郡山市は平成25（2013）年4～5月、白河市は平成28（2016）年6月、南相馬市は平成28（2016）年12月に除染実施。



空間線量率の推移

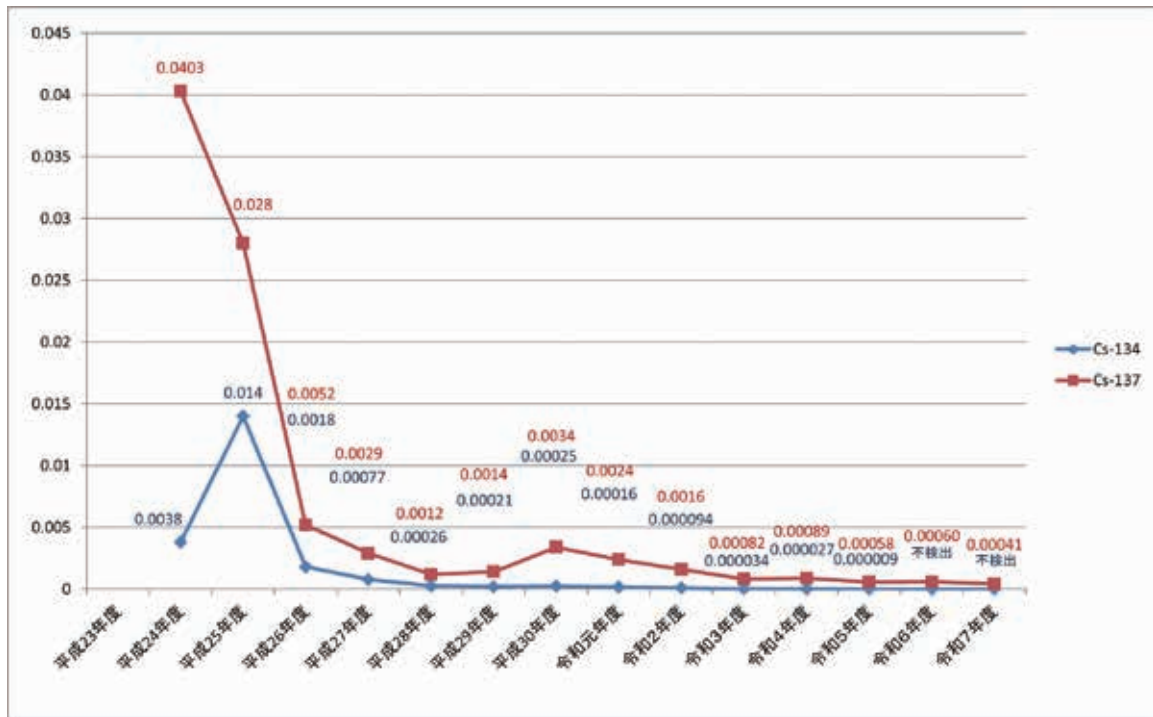
イ 移動モニタリング

- 子供への健康影響を心配する声が高まったことから、平成23（2011）年4月から学校の校庭、生活道路のモニタリングを実施した。
 - また、県内全域の線量分布を把握するため、メッシュ調査（県内を2 km四方区画に分け、原則一区画毎に1調査地点を選定し測定する調査）を、平成23（2011）年4月から開始し、マップとして公表した。
 - その後、児童福祉施設、文化・体育施設、公園・集会所等の公共的施設、観光地などに順次拡大し、定期的に調査を行っている。
- ※ 延べ実施地点数 253,964地点（令和8（2026）年3月末）
- 空間線量率を面的に把握するため、自動車走行サーベイを実施している。



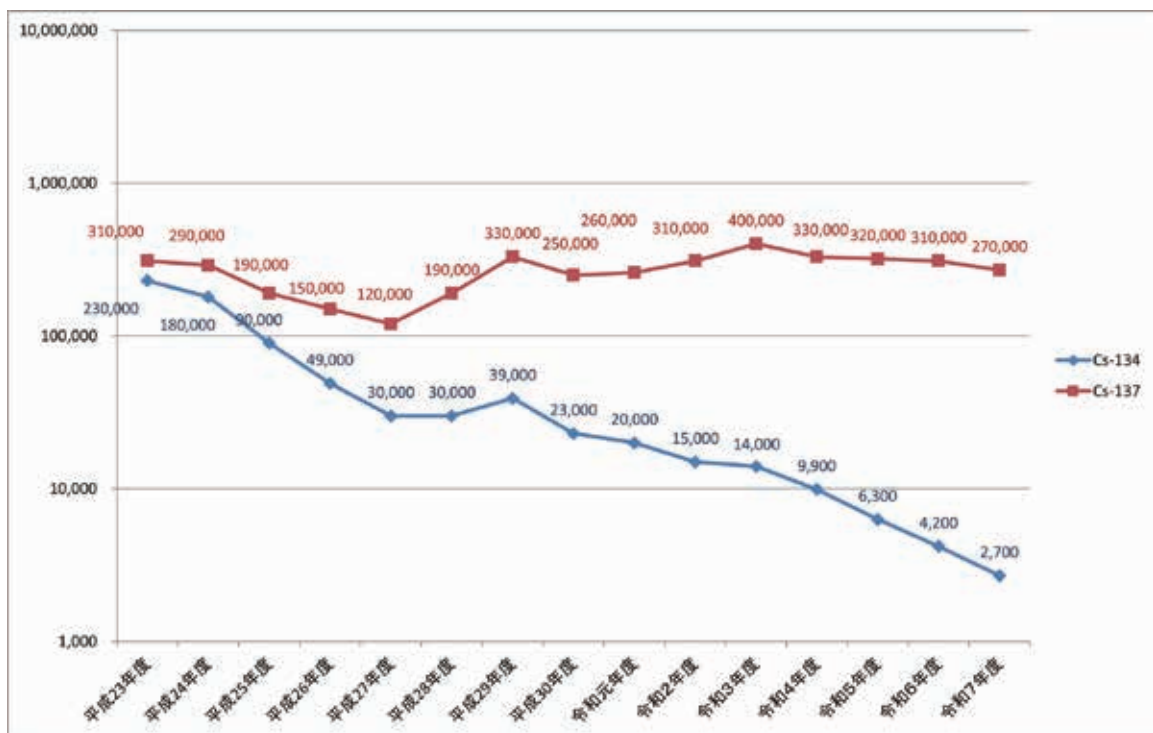
(3) 環境試料の核種分析の結果

ア 大気浮遊じん（県内全域）



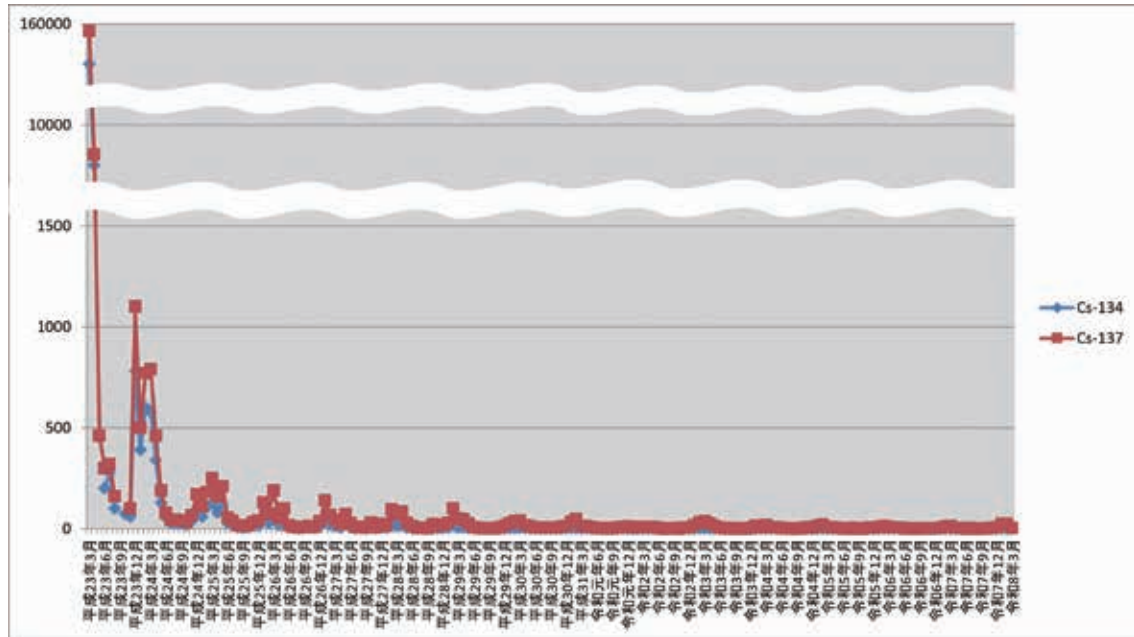
大気浮遊じん中の放射性セシウム濃度最大値の推移（単位：Bq/m³）（令和8年3月時点）

イ 土壌（県内全域）



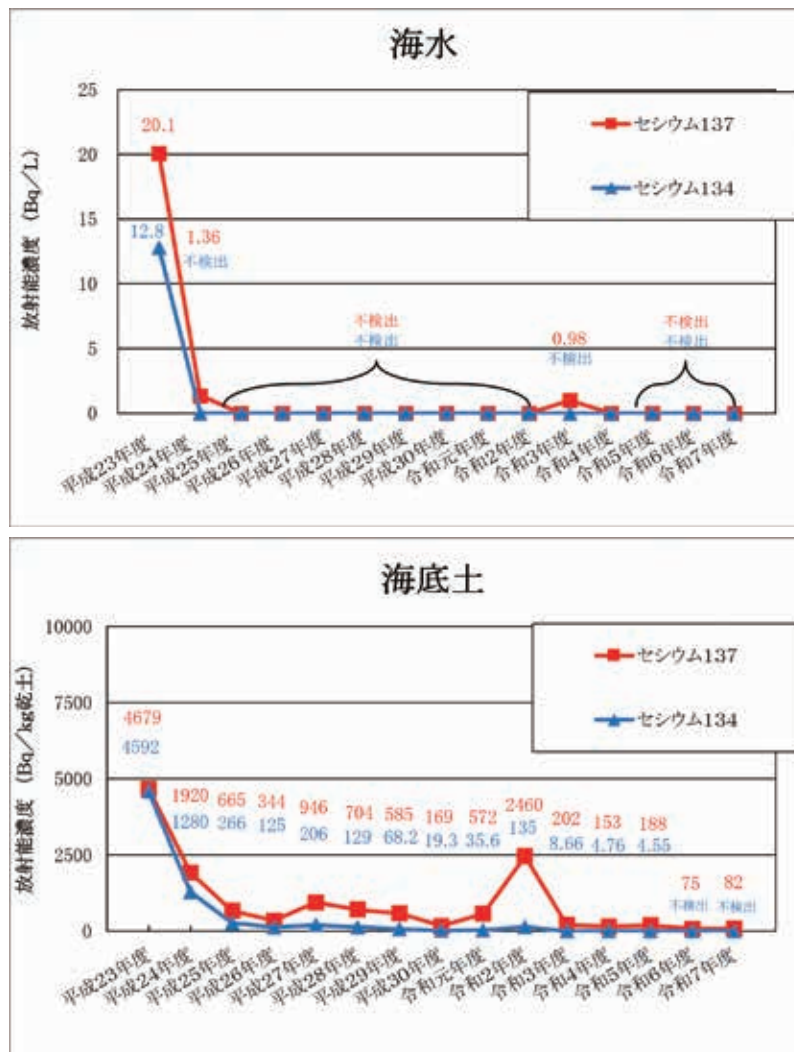
土壌中の放射性セシウム濃度最大値の推移（令和8年3月時点）
（平成23年度～平成27年度の単位：Bq/kg湿土、平成28年度以降の単位：Bq/kg乾土）

ウ 月間降下物（福島市）



月間降下物中の放射性セシウム濃度の推移（単位MBq/km²=Bq/m²）（令和8年3月時点）

エ 港湾・海面漁場



海水・海底土壌中の放射性セシウム濃度最大値の推移（令和8年3月時点）

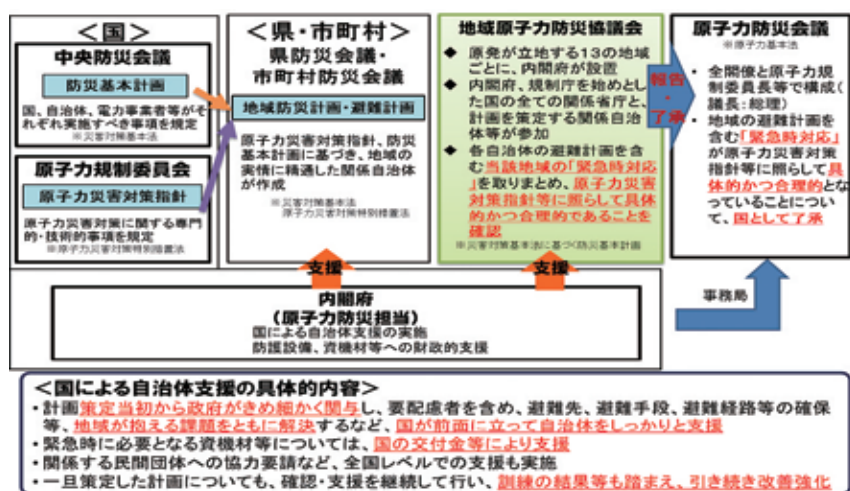
4 原子力防災対策について

(1) 国の原子力防災対策の概要

福島第一及び福島第二原子力発電所の事故を契機に、原子力施設等の安全規制と災害対策に係るそれまでの体制が抜本的に見直され、原子力規制を一元的に担う組織として原子力規制委員会が発足するとともに、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）が改正された。

改正原災法は、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（以下「原子力災害対策」という。）の円滑な実施を確保するための指針として、原子力規制委員会が原子力災害対策指針を定めることを規定しており、原子力事業者、国、地方公共団体等は、平常時から緊急時の原子力災害対策に関する計画を整備し、訓練することが求められている。

国ではこれらを踏まえ、関係自治体の地域防災計画・避難計画の具体化・充実化の支援を行うとともに、原子力発電所の所在地域ごとに設置されている「地域原子力防災協議会」において、内閣府を含む関係省庁と関係自治体が参加し、関係自治体の地域防災計画や避難計画を含むその地域の緊急時における対応を取りまとめたものとして「緊急時対応」の作成を目指している。



出典：内閣府 < https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/faq/faq.html >

(2) 県の原子力防災対策の概要

ア 福島県地域防災計画の見直しと修正

福島県地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36（1961）年法律第223号）第40条に基づき、福島県防災会議が国の防災基本計画に則って作成した計画である。

この計画には自然災害を対象とした「一般災害対策編」、「地震・津波災害対策編」、「事故対策編」のほかに、原子力災害を対象とした「原子力災害対策編」が策定されており、県はこの計画に基づいて災害応急対策を行う。

※ 地域防災計画（原子力災害対策編）の概要は資料編（P.163～P.172）に掲載

この計画は、福島第一原子力発電所の事故後、福島県防災会議において、次頁のとおり定期的に見直しを行った。

○ 福島県地域防災計画の見直しの経過

【平成24（2012）年度】（平成24（2012）年11月29日 県防災会議修正）

初動対応を中心とした見直し

- 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の拡大（大熊町・双葉町・富岡町・楡葉町・広野町・浪江町の6町から、暫定的にいわき市、田村市、南相馬市、川俣町、川内村、葛尾村、飯舘村を加え、13市町村全域に拡大）
- 通報連絡の強化（従来の防災行政無線等に加え緊急時連絡網システム及び衛星携帯電話を整備）
- 県災害対策本部体制の強化（複合災害時の対応強化として新たに原子力班を設置）

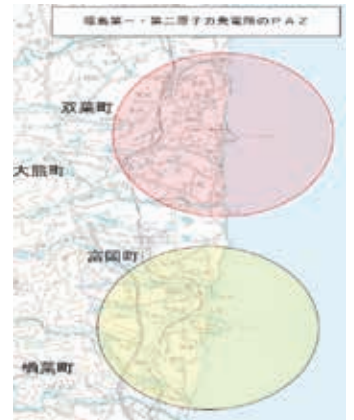


事故前後の重点区域

【平成24（2012）年度】（平成25（2013）年3月26日 県防災会議修正）

原子力災害対策指針の制定等（平成24（2012）年10月31日制定及び平成25（2013）年2月27日全部改正）を踏まえた見直し

- 暫定的に予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）を導入
- 放射性物質放出前においては、原子力発電所の状況等により、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の3つの区分に応じた防護措置を導入
- 放射性物質放出後においては、空間放射線量率等によるOIL（運用上の介入レベル）を判断基準とした防護措置を導入



福島第一及び第二原子力発電所におけるPAZの範囲

【平成25（2013）年度】（平成26（2014）年2月13日 県防災会議修正）

原子力災害対策指針の改正（平成25（2013）年6月5日改正）を踏まえた見直し

- 緊急時モニタリング体制の強化（県が緊急時モニタリングセンターの設置支援）
- モニタリング測定対象区域を拡大（10km圏内から全県に拡大）
- モニタリング実施体制の拡充（迅速化を図るため各実施機関において測定分析を実施）

【平成27（2015）年度】（平成28（2016）年2月1日 県防災会議修正）

原子力災害対策指針の改正（平成27（2015）年4月22日改正）を踏まえた見直し

- 暫定的に13市町村を原子力災害対策重点区域としていたものを引き続き防護措置を講じる必要な範囲とするとともに避難指示区域における防護措置を設定
- 原子力災害対策重点区域外における防護措置
- 放射性物質の放出後における防護措置の実施判断を緊急時モニタリングの実測結果により行うと規定



現在の原子力災害対策重点区域

【令和元（2019）年度】（令和元（2019）年7月2日 県防災会議修正）

原子力災害医療行動計画の改正（平成30（2018）年3月26日改正）を踏まえた見直し

- 原子力災害医療機関の施設要件、原子力災害医療体制への移行
- 原子力災害医療調整官の設置
- 避難退域時検査及び除染等の用語変更
- 医療中継拠点の追加
- 県現地災害対策本部医療班の体制見直し
- 自然災害による警戒事態の判断基準の変更
- 屋内退避中における自然災害への対応
- 防護措置の実施方針策定及び共有
- 地域原子力防災協議会の位置づけ

【令和3（2021）年度】（令和4（2022）年2月28日 県防災会議修正）

令和3（2021）年5月に改正された災害対策基本法を踏まえて修正された国の防災基本計画の内容を反映させるとともに、原子力災害対策指針の改正等を踏まえた見直し

- 避難勧告・避難指示の一本化
- 防護措置の実施方針作成項目の明確化
- 新型コロナウイルス等の感染症対策の追加
- 施設敷地緊急事態要避難者における妊婦等の取扱いについて
- 核燃料物質等の運搬中の事故に関する対応

【令和4（2022）年度】（令和5（2023）年3月20日 県防災会議修正）

令和4（2022）年6月に改正された国の防災基本計画の内容を反映させるとともに、原子力災害対策指針の改正等を踏まえた見直し

- 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施
- 放射線防護対策の対象となる防災業務関係者の範囲の明確化
- 個別避難計画の作成について
- 職員の配備基準の明確化

【令和5（2023）年度】（令和6（2024）年3月21日 県防災会議修正）

令和5（2023）年5月に改正された国の防災基本計画の内容を反映させるとともに、原子力防災指針等の改正を踏まえた見直し

- 高度被ばく医療支援センターの追加
- 県災害対策本部 事務分掌の変更

【令和6（2024）年度】（令和7（2025）年3月25日 県防災会議修正）

令和6（2024）年6月に改正された国の防災基本計画及び同年9月に改正された原子力災害対策指針の改正内容の反映並びに諸般の修正

- 新型コロナウイルス感染症に関する記載の削除
- 重点区域等の区分に応じた防護措置、緊急事態区分とEALの主な枠組みに関する記載の変更
- 原子力災害医療に係る研修及び訓練の対象者に関する記載の変更
- 災害対策本部等の編成、事務分掌及び設置基準等に関する記載順序の変更等

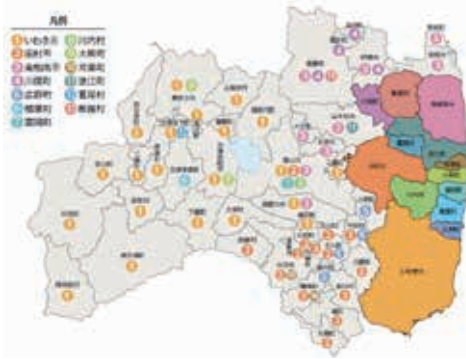
【令和7（2025）年度】（令和8（2026）年3月27日 県防災会議修正）

令和7（2025）年7月に改正された国の防災基本計画及び令和7（2025）年10月に改正された原子力災害対策指針の改正の反映並びに本県の組織改編に係る修正

- 指定避難所の運営等に係る記載の修正
- 業務の担当部署に係る記載の修正
- 屋内退避の運用等の明確化
- 原子力現地災害対策本部等の構成の修正

イ 原子力災害広域避難計画の策定

福島第一及び福島第二原子力発電所で、新たな原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に備え、福島県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、平成26（2014）年4月30日に「福島県原子力災害広域避難計画」（策定当初は「暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画」）を策定し、定期的に見直しを行っている。



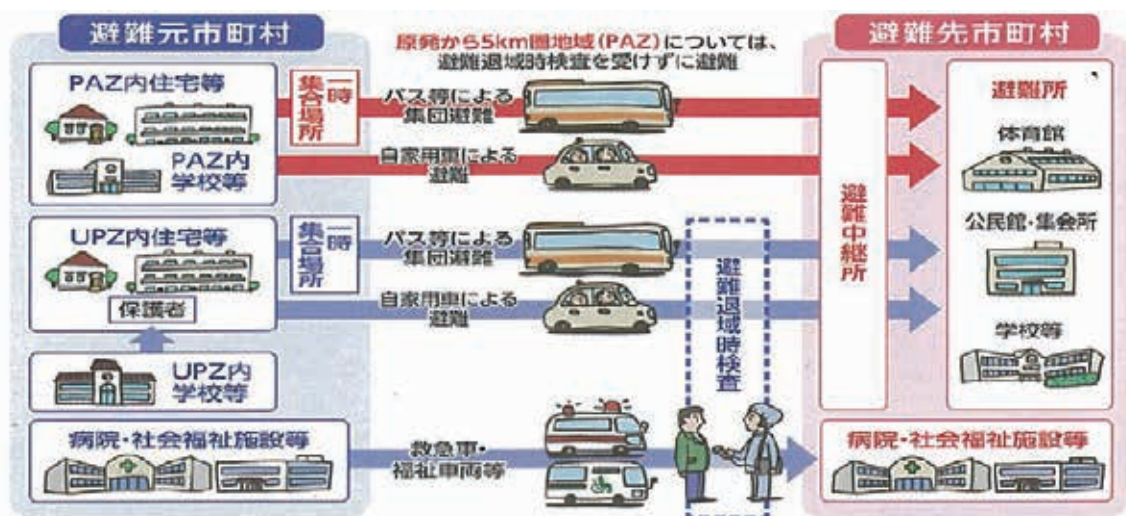
* 県内46市町村以外に茨城県内35市町村、新潟県内24市町村が避難先に設定されている。

この計画は住民避難等の応急対策が迅速に実施できるように広域避難の基本的なフレームを策定したものであり、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域である13市町村ごとに避難先市町村を定めるとともに、基本的な避難ルート等を示したものとなっている。

また、13市町村は、住民を迅速に安全な場所へ避難誘導するための具体的な広域避難計画等を策定するものとし、あらかじめ行政区・地区ごとに避難施設、避難手段、避難ルート、避難情報の伝達手段を定め、住民に対して事前に周知しておくこととしている。

○ 福島県原子力災害広域避難計画の主な改定内容

- 平成26（2014）年4月30日 計画策定
- 平成27（2015）年3月30日 避難施設の決定、避難ルートの複数化、避難退域時検査候補地の決定
- 平成28（2016）年3月22日 いわき市の南方向への避難先として「茨城県」を設定、地域防災計画修正の反映（原子力災害対策重点区域及び避難指示区域における防護措置の設定）
- 平成28（2016）年12月15日 いわき市の西方向への避難先として「新潟県」を設定
- 令和6（2024）年3月29日 避難対象人口、避難先市町村、避難受入施設の修正
- 令和7（2025）年3月31日 参考資料の修正
- 令和8（2026）年3月31日 防護措置実施単位に係る記載追加、参考資料の修正ほか



(3) 原子力防災研修（令和7（2025）年度の実績）

原子力防災業務関係者を対象に原子力防災に関する知識習得及び原子力災害時における対応力向上を図るため、各種研修を実施している。

研修名	実施日	内 容
原子力災害対策センター初任者研修	令和7年7月29日	原子力災害対策センターの施設機能の理解及び機能操作の習熟を図り、緊急時に参集する職員の取るべき行動を確認する研修。
原子力防災基礎研修	令和7年5月28日、 5月29日、 5月30日	原子力災害時の住民防護措置を実施するために必要な放射線の基本的な知識を習得させる研修。
原子力災害対策要員研修	令和7年7月7日、 7月8日	住民防護措置に関する基礎知識や対応能力を習得し、住民防護措置の計画・実施ができる基礎知識を習得させる研修。
原子力災害現地対策本部図上演習	令和7年9月30日、 10月1日	住民防護措置の計画・実施をより深く理解させ、原子力防災訓練初参加者に必要な知識を習得させる研修。
原子力防災業務関係者研修	令和8年2月17日、 2月18日	バス関係者が原子力災害時に支援を行うにあたり必要となる放射線防護の基礎知識等を学ぶ研修。

(4) 原子力防災訓練

「福島県地域防災計画（原子力災害対策編）」や「福島県原子力災害広域避難計画」等をもとに、本県における国、県、市町村及び防災関係機関職員の対応能力の向上、また、住民に対し、原子力災害時にとるべき行動の周知を図ることを目的として実施している。



災害対策本部運営訓練

ア 令和7（2025）年度原子力防災訓練

(7) 事故、事象想定（対象施設：福島第二原子力発電所）

福島県沖を震源とする最大震度6強の地震が発生し、福島第二原子力発電所4号機の使用済燃料プール冷却系停止及び燃料プール水の漏えいを確認（警戒事態）。

燃料プール水位の低下が継続し、原災法第10条事象⁵（施設敷地緊急事態）へと進展。その後、燃料プール水位低下に伴い水による遮蔽能力が低下したことで、空間放射線量が上昇し原災法第15条事象⁶（全面緊急事態）へと進展していく。

⁵ 使用済燃料プール水位が燃料頂部の上位2mまで低下

⁶ 敷地境界付近の放射線量の上昇

(イ) 訓練内容

① 令和7（2025）年11月1日（土）

- 実施場所 富岡町（富岡町役場、富岡町総合スポーツセンターほか）
- 訓練項目 住民避難訓練（富岡町災害対策本部運営訓練、広報訓練、一時集合場所設置運営訓練、住民避難訓練、避難退域時検査訓練、避難中継所・避難所設置運営訓練、甲状腺被ばく線量モニタリング訓練、安定ヨウ素剤配布訓練、要配慮者避難訓練（福祉施設）及び医療中継拠点設置運営訓練、原子力災害医療派遣チーム派遣実動訓練）
- 参加機関 28機関（約240名）



住民避難訓練（避難退域時検査）

避難指示が出された富岡町では、緊急速報メールや防災行政無線による情報発信に加え、富岡町及び富岡町消防団の車両により、住民への避難を呼びかけた。参加した住民は一時集合場所である「学びの森」に集合した後、避難用のバスにより避難した。

また、「富岡町総合スポーツセンター」において、避難中継所・避難所設置運営訓練、医療中継拠点設置運営訓練、避難退域時検査訓練などを実施した。

② 令和8（2026）年1月26日（月）

- 実施場所 福島県危機管理センター、福島県楡葉原子力災害対策センター、原子力災害対策重点区域13市町村ほか
- 訓練項目 県災害対策本部運営訓練、国原子力災害現地対策本部運営訓練、県原子力現地災害対策本部運営訓練、緊急時通信連絡訓練、広報訓練、緊急時モニタリング訓練
- 参加機関 120機関（約400名）

県災害対策本部運営訓練、国原子力災害現地対策本部運営訓練及び県原子力現地災害対策本部運営訓練では、地震発生に伴い、危機管理センターや原子力災害対策センター（以下「オフサイトセンター」という。）に参集した要員が関係機関と連携し、情報収集や災害の事象に応じた手順確認を行い、PAZ内住民の避難に係る調整や手配を行った。

また、県災害対策本部、国原子力災害現地対策本部、13市町村等をTV会議システムで繋ぎ、防護措置の現状と今後の取組について確認した。

広報訓練では、関係市町村の住民に向けて県防災アプリの配信を行った。

緊急時通信連絡訓練では、発電所からの通報文や国からの全面緊急事態の指示文等を受信し、各市町村等関係機関への転送を実施した。

※令和7（2025）年度までの訓練実施状況は資料編P.169～P.172に掲載。

イ 通信連絡訓練

目的 緊急時対応能力の向上

参加機関 国関係機関、防災関係機関、隣接県、事業者、福島県内59市町村、消防本部・関係消防署、県警察本部、関係警察署、県関係機関

(7) 第1回

- 実施日 令和7（2025）年6月26日（木）
- 訓練内容 福島第一原子力発電所の立地町である大熊町および双葉町、ならびに福島第二原子力発電所が立地する富岡町および楡葉町において、それぞれ震度6弱の地震が発生した想定で、初動対応として「警戒事態」発生を連絡・転送する訓練を実施した。

(イ) 第2回

- 実施日 令和7（2025）年9月24日（水）
- 訓練内容 福島第一原子力発電所の立地町である大熊町、双葉町で震度6弱を、福島第二原子力発電所が立地する富岡町、楡葉町で震度6強の地震が発生した想定で、「警戒事態」発生を連絡・転送する訓練を実施した。その後、福島第二原子力発電所において事故が発生、施設敷地緊急事態に進展した想定で原災法10条通報を連絡・転送する訓練を実施した。

(ウ) 第3回

- 実施日 令和7（2025）年12月5日（金）
- 訓練内容 福島第一原子力発電所の立地町である大熊町、双葉町で震度6弱を、福島第二原子力発電所が立地する富岡町、楡葉町で震度6強の地震が発生した想定で、「警戒事態」発生を連絡・転送する訓練を実施した。その後、福島第二原子力発電所において事故が発生、全面緊急事態に進展した想定で原災法15条通報を連絡・転送する訓練を実施した。（時間の都合上、原災法第10条通報（施設敷地緊急事態）の対応は省略）

(エ) 第4回（原子力防災訓練と併せて実施）

- 実施日 令和8（2026）年1月26日（月）
- 訓練内容 震度6強の地震により、福島第二原子力発電所4号機で事故が発生、全面緊急事態に該当した想定で、原災法第15条通報（全面緊急事態）を連絡・転送する訓練を実施した。

(オ) 第5回

- 実施日 令和8（2026）年3月2日（月）～3月6日（金）
- 訓練内容 衛星携帯電話の通信確認及び操作方法の習熟を目的とした訓練を実施した。

(5) 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の運用

ア 概 要

原子力災害対策センター（オフサイトセンター）とは、原子力災害時に、国、県、関係市町村、放射線の専門家等が一堂に会し、災害への応急対策を講じていく施設である。

県では、福島第一原子力発電所の事故により使用困難となった大熊町にあるオフサイトセンターに替わり、福島第一及び福島第二原子力発電所の異なる状況に対し、それぞれ対応できるよう、福島第一原子力発電所を対象としたオフサイトセンターを南相馬市

に、福島第二原子力発電所を対象としたオフサイトセンターを楡葉町に建設し、平成28（2016）年7月から運用を開始した。

イ 特 徴

（ア）緊急事態応急対策等拠点施設

南相馬・楡葉オフサイトセンターは国が原子力災害に際して、現地における原子力災害対策の拠点として原災法の規定に基づき緊急事態応急対策等拠点施設に指定されている。

建物は、東日本大震災及び原子力発電所事故の教訓を踏まえ、免震構造にするとともに、厚さ25cmのコンクリート壁や放射線防護フィルターの設置などの放射線防護対策を講じている。

長期での活動を想定した1週間分の食料の備蓄、停電時に備えた無停電電源装置及び非常用発電設備を2機設置し、複合災害が起きた場合でも活動できるようにしている。

また、南相馬と楡葉のオフサイトセンターは相互に代替施設であるとともに、両方のオフサイトセンターが万が一使用できなくなった場合には、福島県環境創造センター交流棟を代替オフサイトセンターとして使用することとしている。

なお、平時においては、オフサイトセンターは原子力防災に係る普及啓発のため、主に行政機関等からの見学を受け入れている。

（イ）通信の多重化

東日本大震災では地上回線が被災し、通信手段が衛星回線に限定された教訓を踏まえ、衛星携帯電話の強化や専用の光回線を使用した緊急時連絡網を新たに整備するなど、通信の多重化を図っている。



福島県南相馬原子力災害対策センター
（南相馬市原町区萱浜字巣掛場45-178）



福島県楡葉原子力災害対策センター
（双葉郡楡葉町大字山田岡字仲丸1-77）

(6) 危機管理センターの運用

ア 概 要

危機管理センターは、平成28（2016）年9月28日県庁北庁舎内に開所し、原子力災害をはじめ様々な災害や危機事象から、県民の安全・安心を守る防災拠点として機能している。

危機管理センターでは、災害発生時に災害対策本部を速やかに立ち上げるとともに、警察・消防・自衛隊等の防災関係機関が一堂に会して、災害に関する情報を集約・共有し、速やかに対応方針を決定することにより、迅速かつ的確な災害対応を実現する。

また、平時においては、危機管理センターを活用し、有事に備え各種訓練や県民向けの防災講座を実施し、地域防災力の向上に寄与している。

イ 特 徴

(ア) 災害に強い建築物

危機管理センターが所在する県庁北庁舎は免震構造となっており、地震による被害を最小限に抑え、防災拠点として速やかに始動できるようにしている。

また、被災による停電に備え、無停電電源装置及び非常用発電設備を設置している。

(イ) 活動スペースの常設化

災害対策本部会議室や事務局の活動スペースを常設し、災害や危機事象が発生した際に、速やかな初動対応を可能としている。

(ウ) 情報共有機能の充実

福島県総合情報通信ネットワークシステムや緊急時連絡網システムによる通信設備（電話・ファクシミリ・TV会議機器）、衛星携帯電話を配備するなど通信手段の多重化を図っている。

また、災害対応のため参集した防災関係機関との会議の様子や被災状況など、テレビ会議等を通じて即座に情報共有を図るため、センター内各室に映像ディスプレイや音響機器を設置している。



福島県危機管理センター



テレビ会議設備